

協 議 第 7 3 号 関 係 資 料 (協議項目15)

○伊那消防組合

設立年月日	昭和48年4月1日		
事務所位置	伊那市大字伊那3428番地7		
根拠法令	地方自治法第284条第2項（伊那消防組合同規約）		
共同処理事務	消防に関する一切の事務 ただし、消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く		
負担割合	組織市町村が負担する分担金割合		
	経費の区分	経費を負担する市町村	割 合
	本部費	伊那市、高遠町、辰野町 箕輪町、南箕輪村、長谷村	均等割 20%
			人口割 80%
	伊那消防署費	伊那市 南箕輪村	経常費 均等割 15%
			人口割 85%
			臨時的経費 均等割 20%
			人口割 80%
	高遠消防署費	高遠町	100%
	辰野消防署費	辰野町	100%
	箕輪消防署費	箕輪町	100%
	長谷分遣所費	長谷村	100%

○伊那中央行政組合

設立年月日	昭和38年4月20日		
事務所位置	伊那市大字伊那1313番地1（伊那中央病院内）		
根拠法令	地方自治法第284条第2項（伊那中央行政組合同規約）		
共同処理事務	(1) 病院事業の設置及び経営に関する事務 (2) し尿処理場の設置及び経営に関する事務 (3) し尿汲取運搬に係る事務		
負担割合	【共同処理事務別】		
	(1)の事業 均等割6%、人口割94%を基本に次の割合に負担		
	市町村名	負担割合	
		建設費（建設用地の取得に係る経費及び建設費の償還金を含む）	その他の一般経費
	伊那市	61.93%	55.92%
	高遠町	6.66%	7.72%
	箕輪町	19.11%	22.13%
	南箕輪村	10.30%	11.93%
	長谷村	2.00%	2.30%
	(2)の事業		
	市町村名	負担割合	
		建設費（建設費の償還金を含む）	運営費
	伊那市	63.17%	毎年1月1日を基準日として 在住人口割 50% 利用率 50%
	高遠町	7.29%	
	箕輪町	18.91%	
	南箕輪村	8.78%	
	長谷村	1.85%	

協 議 第 7 3 号 関 係 資 料 (協議項目15)

○長野県市町村自治振興組合

設立年月日	平成7年3月22日
事務所位置	長野市大字西長野加茂北143-8 (自治会館内)
根拠法令	地方自治法第284条第2項(長野県市町村自治振興組合同規約)
共同処理事務	(1) 長野県自治会館の設置及び管理運営に関する事務 (2) 長野県市町村行政情報センターの設置及び管理運用に関する事務
負担割合	振興協会交付金

○長野県上伊那広域水道用水企業団

設立年月日	昭和55年4月1日														
事務所位置	上伊那郡箕輪町大字中箕輪字南原2134-32														
根拠法令	地方自治法第284条第2項(長野県上伊那広域水道用水企業団規約)														
共同処理事務	水道用水供給事業の経営に関する事務														
負担割合	構成団体の繰出割合 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>構成団体名</th><th>繰出割合(%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県</td><td>38.70</td></tr> <tr> <td>伊那市</td><td>27.45</td></tr> <tr> <td>駒ヶ根市</td><td>11.52</td></tr> <tr> <td>箕輪町</td><td>10.99</td></tr> <tr> <td>南箕輪村</td><td>7.20</td></tr> <tr> <td>宮田村</td><td>4.14</td></tr> </tbody> </table>	構成団体名	繰出割合(%)	長野県	38.70	伊那市	27.45	駒ヶ根市	11.52	箕輪町	10.99	南箕輪村	7.20	宮田村	4.14
構成団体名	繰出割合(%)														
長野県	38.70														
伊那市	27.45														
駒ヶ根市	11.52														
箕輪町	10.99														
南箕輪村	7.20														
宮田村	4.14														

○伊北環境行政組合

設立年月日	平成元年4月1日
事務所位置	上伊那郡箕輪町大字中箕輪10298番地(箕輪町役場内)
根拠法令	地方自治法第284条第2項(伊北環境行政組合同規約)
共同処理事務	不燃ごみ及び粗大ごみの処理施設の設置並びに経営に関する事務
負担割合	一般事務経費：人口割 処理施設建設経費：均等割 20% 人口割 80% (人口割に用いる人口は毎年10月1日の在住人口)

○上伊那郡町村公平委員会組合

設立年月日	昭和26年9月27日
事務所位置	伊那市大字伊那3500番地1 (いなっせ内)
根拠法令	地方自治法第284条第2項(上伊那郡町村公平委員会組合同規約)
共同処理事務	地方公務員法第8条第2項に掲げる公平委員会の事務
負担割合	組織町村が職員数に比例して負担する。 (職員数は、組合の議会の議決を経て組合長が定める日現在の職員定数) 平均割 20% 人口割 70% 職員数割 10%

協 議 第 7 3 号 関 係 資 料 (協議項目15)

○長野県町村総合事務組合

設立年月日	昭和36年4月1日																		
事務所位置	長野市大字西長野加茂北143-8（自治会館内県町村会）																		
根拠法令	地方自治法第284条第2項（長野県町村総合事務組合同規約）																		
共同処理事務	(1) 職員に係る退職手当の支給に関する事務 (2) 地方公務員災害補償法第69条の規定による非常勤職員の公務災害及び通勤災害の補償に関する事務 (3) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第2条の規定による学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害の補償に関する事務																		
負担割合	【共同処理事務別】 (1)の事業 特別職等の職員：給料月額の280/1,000 一般職員：給料月額の150/1,000 (2)の事業 普通負担金の額＝補償基礎額×365×0.25/1,000×職員数 職員1人当りの負担金額（年額） <table><tr><th>区 分</th><th>負担金額</th><th>補償基礎額</th></tr><tr><td>1号職員</td><td>848円</td><td>9,300円</td></tr><tr><td>2号職員</td><td>693円</td><td>7,600円</td></tr><tr><td>3号職員</td><td>2,007円</td><td>22,000円</td></tr><tr><td>4号職員</td><td>1,642円</td><td>18,000円</td></tr><tr><td>5号職員</td><td>538円</td><td>5,900円</td></tr></table>	区 分	負担金額	補償基礎額	1号職員	848円	9,300円	2号職員	693円	7,600円	3号職員	2,007円	22,000円	4号職員	1,642円	18,000円	5号職員	538円	5,900円
区 分	負担金額	補償基礎額																	
1号職員	848円	9,300円																	
2号職員	693円	7,600円																	
3号職員	2,007円	22,000円																	
4号職員	1,642円	18,000円																	
5号職員	538円	5,900円																	

○長野県民交通災害共済

設立年月日	昭和43年1月19日
事務所位置	長野市大字西長野加茂北143-8 (自治会館内市長会)
根拠法令	地方自治法第284条第2項(長野県民交通災害共済組合同規約)
共同処理事務	組合を組織する市町村の交通災害共済に関する事務
負担割合	会費(年会費1人400円)

○南信地域町村交通災害共済事務組合

設立年月日	昭和62年3月25日
事務所位置	伊那市大字伊那3500番地1 (いなっせ内)
根拠法令	地方自治法第284条第2項(南信地域町村交通災害事務組合同規約)
共同処理事務	交通災害共済に関する事務
負担割合	掛金(年額1人350円)

○上伊那圏域水道水質管理協議会

設立年月日	平成3年4月1日
事務所位置	上伊那郡箕輪町大字中箕輪字南原2134-32 (水道用水企業団内)
根拠法令	地方自治法第252条の2第1項(上伊那圏域水道水質管理協議会規約)
共同処理事務	定期及び臨時の水質検査 原水、浄水工程の水質検査及び水質にかかる調査研究 水質汚染事項に対する防止活動及び連絡、通報システムの確立 その他水質管理に関し必要なこと
負担割合	予算年度ごとに、構成団体の協議により決定

協 議 第 7 3 号 関 係 資 料 (協議項目15)

○上伊那広域連合

設立年月日	平成11年7月1日
事務所位置	伊那市大字伊那3500番地1（いなっせ内）
根拠法令	地方自治法第284条第3項（上伊那広域連合規約）
共同処理事務	(1)ふるさと市町村圏計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整に関する事務 (2)ふるさと市町村圏計画において広域連合が行うこととされた事業の実施に関する事 (3)広域的な幹線道路網構想及び計画の策定並びに同構想及び計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整に関する事務 (4)関係市町村の土地利用計画の調整に関する事務 (5)ごみ処理の広域化計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に関する事務 (6)ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務 (7)関係市町村が実施するごみ処理費用の有料化に係る料金徴収に関する事務 (8)次に掲げる事項についての調査研究に関する事務 ア 広域的な保健福祉の推進に関すること。 イ 広域的な公共下水道及び農業集落排水の汚泥処理に関すること。 ウ 消防の広域化の推進に関すること。 エ 広域的な地域防災対策の推進に関すること。 オ 広域的な地域情報化の推進に関すること。 カ 広域的な医療体制の整備に関すること。 キ 広域的な観光振興に関すること。 ク 広域的な環境保全に関すること。 ケ 広域的団体の整理統合に関すること。 コ その他広域的に重要な課題で、第11条に規定する広域連合長が必要と認める事項に関すること。 (9)介護認定審査会の設置及び運営に関する事務 (10)上伊那情報センターの設置、管理及び運営に関する事務 (11)戸籍事務を行うための電算機の設置及び管理に関する事務 (12)視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する事務 (13)病院群輪番制病院運営費補助事業に関する事務 (14)在宅当番医制促進費補助事業に関する事務 (15)精神障害者社会復帰共同作業所運営費補助事業に関する事務 (16)老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営に関する事務 (17)水源調査に関する事務

負 担 割 合	(1)～(4)	均等割 20％ 人口割 80％	
	(5)～(7)	一般事務費 均等割20％ 人口割80％ 施設改修事業費及び管理運営費 平成14年度まで 人口割100％ 平成15年度以降 次の算式により算定した額 [(利用割×2＋人口割)÷3]	
	(8)	均等割 20％ 人口割 80％	
	(9)	均等割 20％ 件数割 80％	
	(10) (11)	建設費 伊那市 45％ 伊那市を除く市町村55％ (均等割20％ 人口割80％) 管理費 利用件数割 100％	
	(12)	均等割 20％ 人口割 80％	
	(13) (14)	人口割 100％	一般事務費 均等割20％ 人口割80％
	(15)	通所者該当市町村70％（通所人員割100％） 市町村30％（均等割20％ 人口割80％）	
	(16)	均等割 50％ 件数割 50％	
	(17)	均等割 20％ 人口割 80％	
	(18)広域連合の 庁舎の建設	建設費 伊那市50％ 伊那市を除く市町村50％ (均等割20％ 人口割80％) 管理費 均等割 20％ 人口割 80	

協 議 第 7 3 号 関 係 資 料 (協議項目15)

○市町村の合併の特例に関する法律（昭和 43 年 3 月 29 日法律第 6 号）抄

（一部事務組合等に関する特例）

第 9 条の 2 市町村の合併により**その区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり**、又はその区域の全部が他の合併関係市町村（以下この項において「編入をする市町村」という。）に編入される**合併関係市町村のうちに**地方自治法第 284 条第 2 項又は第 3 項の規定により**合併関係市町村以外の地方公共団体**（以下この項及び次条第 4 項第 1 号において「他の地方公共団体」という。）**と一部事務組合又は広域連合**（これらのうち当該編入をする市町村の加入していないものに限る。）**を組織しているものがある場合においては**、当該一部事務組合又は当該広域連合は、**すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により**、当該一部事務組合若しくは当該広域連合を**組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理し若しくは処理する事務を変更し**、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の**規約を変更して**、**市町村の合併の日において**当該一部事務組合又は当該広域連合を当該**合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができる**。この場合においては、同法第 286 条第 1 項本文又は第 291 条の 3 第 1 項本文の規定の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 地方自治法第 290 条又は第 291 条の 3 第 2 項、第 5 項及び第 6 項並びに第 291 条の 11 並びに第 293 条第 1 項の規定は、前項の場合について準用する。

第 9 条の 3 **市町村の合併**（当該市町村の合併によりすべての合併関係市町村の区域の全部が一の合併市町村の区域の全部となるものに限る。以下この条において同じ。）**の日の前日において**、当該市町村の**合併に係るすべての合併関係市町村が**地方自治法第 284 条第 2

項又は第 3 項の規定により**合併関係市町村以外の地方公共団体**（以下この項において「他の地方公共団体」という。）**と同一の一部事務組合又は広域連合を組織している場合においては**、同法第 286 条第 1 項本文又は第 291 条の 3 第 1 項本文の規定にかかわらず、当該市町村の合併の日から当該**一部事務組合又は当該広域連合の規約が変更される日**（当該市町村の合併の日から起算して 6 月を経過する日までの間に当該規約の変更が行われない場合にあつては、当該 6 月を経過する日）**までの間に限り**、当該一部事務組合又は当該広域連合を**当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とみなし**、当該一部事務組合又は当該広域連合は、当該合併市町村の区域における事務について、**従前の例により行うものとする**。

2 前項の場合における議員の定数に関する一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用については、当該規約において当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する市町村について定められた議員の定数がすべての市町村について、同一の数である場合にあつては当該同一の数が、同一の数でない場合にあつては当該規約において合併関係市町村について定められた議員の定数を合算して得た数が、当該規約に当該合併市町村の議員の定数として定められているものとみなす。

3 第 1 項の場合における経費の分賦金に関する一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用については、当該規約において当該一部事務組合又は当該広域連合を組織するすべての市町村が均等に経費を負担するものと定められている場合にあつては当該規約に当該合併市町村及び当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する合併関係市町村以外の市町村が均等に経費を負担するものと定められているものとみなし、その他の場合にあつては当該規約に当該規約にお

協 議 第 7 3 号 関 係 資 料 (協議項目15)

いて合併関係市町村について定められた経費の分賦金の額を合算して得た額が当該合併市町村の経費の分賦金の額として定められているものとみなす。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 前条第1項の規定により市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とする場合

二 次条第2項の規定により通知を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日（その日が市町村の合併の日以後の日である場合にあっては、当該市町村の合併の日の前日）又は市町村の合併の日から起算して30日前の日のうちいずれか遅い日までに当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体から当該一部事務組合の管理者（地方自治法第287条の2第2項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第285条の一部事務組合にあっては、理事会。次項及び次条において同じ。）又は当該広域連合の長に第一項の規定の適用について異議の申出があつた場合

三 市町村の合併の日前に地方自治法第286条第1項本文又は第291条の3第1項本文の規定により当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に係る当該一部事務組合又は当該広域連合の規約の変更であつて合併関係市町村に係るものが行われた場合

5 前項第2号の異議の申出があつた場合には、一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体（当該異議の申出をした地方公共団体を除く。）の長に通知しなければならない。

6 第2項及び第3項に定めるもののほか、第1項の場合における一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用関係その他必要な事項は、政令で定める。

第9条の4 合併関係市町村の長は、地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体（次項において「他の地方公共団体」という。）と一部事務組合又は広域連合を組織している場合において、市町村の合併について同法第7条第1項又は第3項の規定による申請を行つたときは、直ちに、その旨を当該一部事務組合の管理者又は当該広域連合の長に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する他の地方公共団体の長に通知しなければならない。